

第 20 号議案

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「夜勤手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第 11 条の 2 管理職員特別勤務手当は、管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第 17 条の次に次の 2 条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第 17 条の 2 ふじみ野市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和 4 年ふじみ野市条例第 3 号）第 2 条（同条例第 7 条第 3 項において準用する場合を含む。）の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第 17 条の 3 ふじみ野市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 4 年ふじみ野市条例第 4 号）第 2 条（同条例第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第 18 条第 1 項中「及び第 11 条」を「、第 11 条及び第 11 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

管理職特別勤務手当を創設し、並びに自己啓発等休業及び配偶者同行休業に係る給与の取扱いを規定するため、ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準

を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。